

北区男女共同参画行動計画 第5次アゼリアプラン中間の見直し

1 第5次アゼリアプラン中間見直しの趣旨

- 区では、男女共同参画の推進を図るため北区男女共同参画行動計画を策定し、計画に基づき事業を推進しているところである。現行の第5次アゼリアプランは、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間の行動計画で、事業実績等については、年度ごとに事業実績報告書として公表している。
- 平成29年度は、計画期間の中間に当たることから、「計画の見直し」の考え方にに基づき、計画の進捗状況や計画策定後の社会状況等の変化に的確に対応するため、必要な見直しを行うものである。

2 第5次アゼリアプラン中間見直しの背景

（1）計画策定後の社会状況

- 女性の就業者数は平成27年以降も増加し続け、総務省「労働力調査」によると平成28年は約2,801万人（女性の生産年齢人口の66.0%）で前年に比べ47万人増加した。既婚者も含めて女性が働くことは特別なことではなくなっている。人手不足が深刻化する産業も多く、例えば「医療、福祉」において女性雇用者数が大幅に増えている。しかし、役職者に占める女性比率はまだ低く、また、働く女性の非正規雇用比率も上昇している。さらに、ひとり親家庭を中心に貧困の問題が一層深刻化している。
- 一方、男性の育児休業取得率はわずかではあるが上昇を続け、男性が家庭においても役割を担うことへの期待や理解は年々増加している。しかし、男性労働者を中心に長時間労働の問題は未だ是正しておらず、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには男性中心型労働慣行の見直しが喫緊の課題となっている。
- 人権尊重の観点では、性の多様性への理解不足などによる差別や偏見をなくす取り組みが求められ、改めて、誰もが個を認め合える多様性社会の実現が期待されている。東京2020大会においても、3つの基本コンセプトのひとつに、「多様性と調和」をかけた、人種や肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩しているとされている。
- 以上のように、男女共同参画社会の実現に向かって社会は変革しつつあるが、まだまだ課題は山積している。今後、男女共同参画社会の実現への取り組みの促進がより一層求められている。

(2) 国の動き

- 平成 27 年 12 月、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。第 4 次計画において改めて強調している視点は、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の四つである。
- 子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年 4 月から本格施行し、各地方公共団体において直面している運営上の課題等の状況の把握に努めるとともに、制度の円滑な運用に努めている。
- 平成 28 年 3 月、子ども・子育て支援法の一部が改正され、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型保育事業等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じられた。
- 平成 28 年 3 月、育児や介護を行う労働者が安心して働き続けられるよう男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、
 - (1) 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件緩和、
 - (2) 介護休業の分割取得、
 - (3) 介護休業給付の給付率の引上げ、
 - (4) 事業主へのマタニティハラスメント防止措置の義務付け 等を行うこととされた。
- 平成 28 年 4 月には、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が全面施行され、事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられた常用労働者 301 人以上の一般事業主（民間企業等）について、行動計画の届出率が 99.9%（29 年 3 月末現在）と、円滑に施行が行われている。また、都道府県・市町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとしてされている。
- 平成 28 年 5 月、児童扶養手当法が改正され、ひとり親家庭に対する児童扶養手当について、第 2 子以降の加算額を増額することとされた。
- 平成 28 年 6 月、再婚禁止期間を 100 日に短縮するなどの措置を講ずることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。
- 平成 28 年 9 月以降「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、女性・若者が活躍しやすい環境整備等についての議論を経て、29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。
- 平成 28 年 12 月にストーカー行為等の規制等に関する法律が改正され、規制対象行為が拡大されるとともに、罰則が引き上げられた。また、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律」が、29 年 7 月から施行した。

- 人事院では、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たり許されないことが明確となるよう、人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）運用通知を改正し、平成 29 年 1 月から施行した。
- 平成 29 年 3 月、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同年 4 月を「AV 出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施し、今後の対策をとりまとめた。
- 平成 29 年 3 月に所得税法等が改正され、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を 103 万円から 150 万円に引き上げるなどの見直しが行われた（30 年 1 月施行）。
- 平成 29 年 3 月、育児・介護休業法の改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律が成立し、子が 1 歳 6 か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、最長で子が 2 歳に達するまで育児休業を延長できるなどの見直しが行われた。
- 子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」平成 26 年 1 月施行、同年 8 月「子どもの貧困対策に関する大綱」策定）

（3）東京都の動き

- 平成 27 年 3 月、「東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン（東京都特定事業主行動計画）」を策定し、両立支援の在り方を次世代育成型の支援から「キャリア形成」を軸とした人材育成に転換を図っている。
- 平成 28 年 2 月、子育て環境の充実に取り組む区市町村を支援するため、小児科のある都立・公社病院の医療資源を活用し、病児・病後児保育を開始した。
- 平成 28 年 2 月、東京の女性に焦点を絞り、今後の取り組みの方向性を提言した「東京都女性活躍推進白書」を自治体で初めて策定した。
- 平成 29 年 3 月、「男女平等参画のための東京都行動計画」を改定し、女性の活躍推進の視点を追加・充実させ「東京都女性活躍推進計画」を策定した。さらに、「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせ、「東京都男女共同参画推進総合計画」として都の男女平等施策を推進することとした。
- 「東京都男女共同参画推進総合計画」が目指すものは、すべての都民が性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮することができ、さらに「ライフ・ワーク・バランス」（個々人の希望に応じて、「仕事」と、子育て・介護・地域活動・自己啓発等の「仕事以外の生活」の調和が図れる状態）が実現できる社会づくりであるとしている。

(4) 北区の動き

- 平成 28 年 3 月、生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を未来につないでいくことを目的として「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。『「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする』、『「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する』等を基本目標にかかげ、子育てしながら働く世帯の支援や女性が活躍する環境づくりなどの施策の方向性が示された。(平成 29 年 3 月改定)
- 平成 28 年 4 月、女性活躍推進法に基づき、「北区女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定した。
- 平成 29 年 3 月、平成 29 年度から平成 31 年度を計画期間とする北区中期計画を策定した。
- 平成 29 年 3 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子どもの貧困対策に関する大綱」等の趣旨に鑑み、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を策定した。
- 平成 29 年 4 月には、北区在住の外国人人口が 2 万人を超えた。こうした状況の中で、日本人と外国人が地域で安心して暮らすために、平成 29 年 5 月に「多文化共生指針策定検討会」を設置し検討を進めている。

3 第 5 次アゼリアプラン中間見直しの方針

(1) 方針の内容

- 中間の見直しであることから、第 5 次北区男女共同参画行動計画アゼリアプラン（以下「計画」という。）の柱となる目標及び課題の見直しは行わず、取り組みまでの見直しを行うこととする。
- 具体的には、計画の目標の達成状況等をこれまでの事業実績及び審議会の進捗評価等を基に検証した上で、新規事業については、計画の残存期間である 2 年間で実行が見込めるものを精査して取り込み、計画策定以降に開始した事業については、事業目標の達成に向けて必要なものを追加することとする。
- なお、取り組みに時間や多くの資源等が要すると考えられるものについては、原則として、次期計画の策定時に検討することとする。

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進についての計画」の策定

- 平成 28 年 4 月に施行された女性活躍推進法において、区域内での「女性の職業生

活における活躍の推進についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を策定・公表するように定められている（区市町村は努力義務）。

- 計画策定の手順としては、当該計画を第6次アゼリアプランの策定時において、体系的な取り込みを行うところであるが、女性活躍推進法が10年間の時限立法（平成27年9月4日～平成38年3月31日）であること、また、他区の女性活躍推進計画策定状況（平成29年8月1日現在）は、23区中13区（今年度中に2区が新たに策定予定）が策定済みであることなどを勘案し、出来るだけ早期の計画策定が望ましい。
- 従って、中間の見直しであることを考慮し、課題等の基本体系の変更は行なわず、事業単位に女性活躍推進計画に係る事業である旨の表示を行い、それらを以て、第5次アゼリアプランにおける「北区女性活躍推進計画」と位置付けることとする。
- なお、当該計画のアゼリアプランへの体系的な取り込み等については、次期プラン策定時に行うこととする。

4 第5次アゼリアプラン中間見直しの内容

(1) 目標1「人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会」

① 課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」

▼施策の方向「配偶者暴力の未然防止」

●取組 NO.2「若年層に対する暴力防止等に関する意識啓発」

「若年層に対する暴力防止に関する意識啓発」を「若年層に対する暴力防止等に関する意識啓発」に変更し、取組の内容を「子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、小学生、中学生及び高校生等の若年層を対象に「デートDV（交際相手間の暴力）」並びにJKビジネス（※）・アダルトビデオ出演強要等被害防止に関する啓発を講座やパンフレット等で行います。また、学校教育においても同様に啓発に努めます。」とする。

※「JKビジネス」

女子高校生（JK）と密に接することができる点を付加価値としているサービス業。いわゆる「JKリフレ」や「JKお散歩」と呼ばれるサービスがJKビジネスに含まれます。その実態は性産業に近く、少女売春の温床や犯罪などの危険をはらむと指摘されています。

近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や、本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要される問題が発生しており、若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況となっている。国では、平成29年4月を被害防止月間と位置づけ、緊急対策を講じると共に、今後の対策を取りまとめた。区においても、いわゆるJKビジネス等の被害防止に関する啓発に取り組むこととする。

○個別事業

事業 NO.4「JKビジネス問題等に関する意識啓発」を新たに追加する。

▼施策の方向「相談体制の充実」

●取組 NO. 6「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」

「配偶者暴力相談支援センター機能の整備」を「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」に変更し、取り組みの内容を「被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、関係機関との情報交換等連携を一層深めるとともにDV被害者専用電話相談等被害者支援の制度のPR強化を行い、配偶者暴力相談支援センター運営の充実を図ります。」とする。

配偶者暴力相談支援センターの機能整備は平成28年度に完了しており、今後は、さらに、DV被害者の支援内容の充実や関係機関との連携強化等を図っていく。

○個別事業

事業 NO.9「配偶者暴力相談支援センターの設置・運営」を事業 NO.10「配偶者暴力相談支援センターの運営の充実」に変更する。

② 課題2「男女の人権侵害防止への取組」

▼施策の方向「人権意識の向上」

●取組 NO. 12「メディアの持つ特性の理解促進」

「メディアの持つ特性の理解促進」の取組の内容を「学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通して啓発します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、また、情報発信をする際の安全面についての配慮等を講座、情報誌等により啓発します。」とする。

SNS等の普及により個人情報の発信が多く行われるようになり、安全に使用するための知識・情報等も提供する。

●取組 NO. 13「多様性を尊重した人権意識の啓発」

「人権に関わる意識啓発」を「多様性を尊重した人権意識の啓発」に変更する。取組の内容を「人種、信条、年齢、性別、性自認（※1）、性的指向（※2）、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。」とする。

※1「性自認」

自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を感覚として持っているかを示す概念です。

※2「性的指向」

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念です。具体的には、対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。（「取組等変更内容対照表」参照。）

○個別事業

事業 NO.30「人権に関する普及啓発事業」を事業 NO.31「あらゆる人々の人権の理解促進」に変更する。

③ 課題 3「生涯を通じた心と体の健康支援」

▼施策の方向「妊娠出産期に関わる支援」

●取組 NO. 14「母子保健事業の推進」

現行の取り組みと整合性の取れた内容とするため、取組の内容を「女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供や保健師等による面接や家事援助者の派遣を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導等の支援を進めます。」とし、保健師による面接の文言等を加える。

○個別事業

事業 NO.36「妊産婦保健相談事業（はぴママ・たまご面接）」及び事業 NO.37「出産・育児応援事業（はぴママ・ひよこ面接）」を新たに追加する。

【事業内容】 出産子育て応援事業の「はぴママ・きたく」：妊娠期及び出産後（6ヶ月）の妊産婦を対象に子育てに関する情報提供や保健師による面接事業を行い育児不安の軽減を図るための事業を新たに加える。

事業 NO.38「妊産婦保健相談事業（産前産後サポート事業）」を新たに追加する。

【事業内容】 出産前後の母親の心身の疲労や出産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るための事業を加える。

事業 NO.35「妊産婦保健相談事業（パパ半日コース、ママパパ、マタニティ）」を事業 NO.39「妊産婦保健相談事業（はぴママ学級等）」に変更する。

【事業内容】 現行の事業名に合わせて変更する。

(2) 目標2「仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会」

① 課題1「仕事と家庭生活の両立」

▼施策の方向「企業等への働きかけと支援」

●取組 NO. 21「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援」

○個別事業

事業 NO.51「仕事と生活の両立推進企業認定制度の推進」を事業 NO.55「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進（推）」に変更する。平成 27 年度に当該制度を改正した際に、事業名称の変更を行ったもの。

② 課題2「子育てや介護を安心して行うための環境整備」

▼施策の方向「子育て支援の充実」

●取組 NO. 24「子育て家庭への支援」

「子育て家庭への支援」の取組の内容を「地域による子育ての支援、乳幼児親子の新たな居場所づくりや楽しい子育ての仕方、育児中の養育者への相談対応及びホームページによる情報提供の充実など、子育て支援の一層の強化を図っていきます。また、子ども医療費の助成など子育て世帯への経済的支援を行います。」とし、育児中の養育者への相談対応や情報提供等に関する文言を加える。ママ応援プロジェクト等の新たな子育ての取組の主旨を加える。

○個別事業

事業 NO.58「児童館事業の充実」を事業 NO.62「児童館・子どもセンター事業の充実」に変更する。児童館を乳幼児親子の拠点となる「子どもセンター」へ順次移行していることを踏まえ、変更する。

事業 NO.67「ママ応援プロジェクト」を新たに加える。

事業 NO.70「子育てナビ」を新たに加える。

●取組 NO. 28「子どもの貧困対策」

次世代を担う子どもの貧困対策である子ども未来応援プランを、取組レベルの位置づけとするため、「子どもの貧困対策」を新たに加える。取組内容は「子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長・自立できるよう、「子どもの育ち、学びを支える」、「ライフステージに応じた相談・支援」、「地域全体で見守り、ささえる」の3つの柱に基づき、子どもの状況に寄り添った学習支援や居場所づくり、また貧困に対する理解促進など、種々の子どもの貧困に関する対策に取り組みます。」とする。

○個別事業

事業 NO.83「ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業」を新たに加える。

事業 NO.84「ひとり親家庭等向け相談事業」を新たに追加する。

事業 NO.85「ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業（再掲）」を新たに加える。

事業 NO.86「職員の子どもの貧困の理解を深めるための研修」を新たに加える。
事業 NO.87「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会を新たに加える。
事業 NO.88 生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業を新たに追加する。
事業 NO.89 生活困窮・ひとり親世帯等の中学1、2年生への学習支援事業を新たに追加する。
事業 NO.90「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」を新たに加える。

③ 課題3「働く場における男女共同参画の推進」

▼施策の方向「女性の活躍促進の働きかけ」

●取組 NO. 38「女性活躍の推進」

現行の取り組みと整合性の取れた内容とするため、「女性のキャリア・アップ等への支援」を「女性活躍の推進」に変更する。

また、取組の内容を「女性一人ひとりがライフステージに合わせ、自らの能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍するために、キャリアアップや活躍の場の1つとしての起業、また再就職準備、育児・介護等による休業者の離職防止を含め職場復帰等についての知識・情報等を提供します。」とする。

▼施策の方向「セクハラ・パワハラ等の防止」

●取組 NO. 39：「セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発」

「セクハラ・パワハラ等の防止啓発」を「セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発」に変更する。取組の内容を「企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止について啓発を行います。また、片内職員に対しても適切な研修等を実施します。」とし「マタハラ」の文言を追加する。

人権及び女性の活躍推進の面からも、マタニティハラスメントの防止は従来から課題とされていたが、今回男女雇用機会均等法改正に伴い「マタハラ防止」が規定に盛り込まれたことに伴い、文言を追加する。

※「マタハラ」

マタニティハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けるなど不当な扱いを意味する言葉です。

○個別事業

事業 NO.112「女性の活躍推進応援塾講座（推）」を新たに加える。

事業 NO.113「女性のキャリアアップ支援セミナー（推）」を新たに加える。

事業 NO.96「女性の起業家支援講座」を事業 NO.110「女性の起業家支援講座（推）（再掲）」及び事業 NO.114「女性の起業家支援講座（推）」に変更する。

事業 NO.94「女性の再就職支援講座」を事業 NO.108「女性の再就職準備講座（推）（再掲）」及び事業 NO.115「女性の再就職準備講座（推）」に変更する。

事業 NO.116「中小企業向け女性の活躍推進セミナー（推）」を新たに加える。

事業 NO.117「職場復帰準備セミナー（推）」を新たに加える。

事業 NO.99「セクハラ・パワハラ防止の職員研修」を事業 NO.118「セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修（推）」に変更する。

（3）目標3「男女があらゆる分野で学び参画する地域社会」

① 課題1「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

▼施策の方向「家庭における男女共同参画意識の形成」

●取組 NO. 44：「区民への意識啓発と情報提供」

○個別事業

事業 NO.114「男女共同参画センター情報コーナーの充実（再掲）」を事業 NO.133「スペースゆう情報コーナーの充実」及び事業 NO.166「スペースゆう情報コーナーの充実（再掲）」に変更する。

●取組 NO. 45「家庭で育む男女共同参画の意識啓発」

取組の内容を、「家庭教育学級や「家族ふれあいの日（※）」の行事を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進とともに男女共同啓発パンフレット及び情報誌の配布、また講座等により家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。」とする。

※「家族ふれあいの日」

毎月第3土曜日、日曜日。北区では、地区青少年委員会が家族で参加できる事業を実施しています。

② 課題2「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」

▼施策の方向「政策・方針決定の場への参画促進」

●取組 NO. 49：「男女共同参画の視点に配慮した計画の策定」

「男女双方の視点に配慮した計画の策定」を「男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進」に変更する。また、取組の内容を「区では、基本計画をはじめとして行政目標達成のため、各分野においても事業計画等を策定しています。それら計画策定の過程において、男女双方の意見や視点が等しく反映されるように努めます。また、東日本大震災や熊本地震など、過去の災害の経験と教訓を踏まえ、災害・復興時に関する計画の策定や施策の実施に関しては、女性の視点や人権に十分に配慮します。」とする。

○個別事業

事業 NO.125「地域防災計画（風水害編）改定における男女共同参画の推進」を事業 NO.144「防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進」に変更する。

事業 NO.145「基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけ」を新たに加える。

▼施策の方向「管理・監督者への登用と職域の拡大」

●取組 NO. 51：「管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大」

「管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大」の取組の内容を「女性職員を対象にキャリアアップやワーク・ライフ・バランス等に関する意識啓発及び女性管理職による情報提供等を行う講座を開催し、女性職員の受験を促進し、管理監督者層に占める女性職員の割合を拡大します。」とする。

○個別事業

事業 NO.127「昇任試験勉強会」を事業 NO.147「女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発講座（推）」に変更する。現在、女性職員を対象とした、キャリアアップ等に関する意識啓発及び女性管理職からの情報提供等を行う講座を開催しており、事業名を変更する。

③ 課題3「日常生活における男女共同参画の推進」

▼施策の方向「男女がともに自立し生活するための支援」

●取組 NO. 53：「北区男女共同参画データ情報の提供」

○個別事業

事業 NO.130「北区男女共同参画データ集の作成」を事業 NO.150「北区男女共同参画データの公表」に変更する。男女共同参画に関する資料、データは多岐にわたるが、情報コーナーにおいて「男女共同参画統計データブック」をはじめ種々の書籍を配架しているところである。また、区内のデータは5年に1度の意識・意向調査で収集している。今後、テーマを定め、ゆうレポート等にデータを公表していくこととする。

●取組 NO. 54：「男女の生活自立の促進」

○個別事業

事業 NO.132「男女の生活向上のための講座」を当該事業に該当する具体的な事業名、事業 NO.152「北区区民大学の実施」に変更する。

●取組 NO. 55：「地域活動への参加促進」

○個別事業

事業 NO.154「男女共同参画防災研修」を新たに加える。

事業 NO.155「災害時における女性リーダー育成研修」を新たに加える。

●取組 NO. 58：「国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進」

取組の内容を「多文化共生社会の実現に向けて、急増する区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図り、ネットワークの拡充を促進します。」とし、多文化共生社会等の文言を追加する。

(4)「計画を推進するためのしくみ」

① 課題1「区の推進体制の充実」

▼施策の方向「拠点施設の機能強化」

●取組 NO. 63 : 「幅広い区民参加の促進」

○個別事業

事業 NO.144 「男女共同参画センター各種講座」を事業 NO166 「スペースゆう各種講座」に変更する。「男女共同参画センター」の名称改正に伴う変更。

●取組 NO. 64 : 「情報発信機能の強化」

○個別事業

事業 NO.146 「男女共同参画センターの周知・活用促進」を事業 NO.168 「スペースゆうの周知・活用促進」に変更する。「男女共同参画センター」の名称改正に伴う変更。

5 北区女性の職業生活における活躍推進計画

第5次男女共同参画行動計画の中で、以下を「北区女性の職業生活における活躍推進計画」に係る事業とする。

(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

①女性の登用促進のための支援

事業 NO. 113 「女性のキャリアアップ支援セミナー」

事業 NO. 146 「女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発講座」

②再就職支援

事業 NO. 107 「就職支援講座」

事業 NO. 115 「女性の再就職準備講座」

③起業・創業支援

事業 NO. 114 「女性の起業家支援講座」

④キャリア教育等の推進

事業 NO. 129 「中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業」

⑤女性の職業生活における情報の収集・整理・提供

事業 NO. 104 「介護のための離職防止・職場復帰等のための支援・情報提供」

事業 NO. 117 「職場復帰準備セミナー」

事業 NO. 146 「講座・情報誌等による意識啓発」

⑥女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

事業 NO. 112 「女性の活躍推進応援塾講座」

事業 NO. 116 「中小企業向け女性の活躍推進セミナー」

(2) 職業生活と家庭生活との両立を図るための必要な環境の整備

①男性の意識と職場風土の改革

事業 NO. 58 「イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）」

②職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備

事業 NO. 71 「放課後子ども総合プランの推進」

事業 NO. 72 「留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）」

事業 NO. 73 「ファミリー・サポート・センター事業」

事業 NO. 97 「待機児童解消のための各保育サービスの充実」

事業 NO. 98 「延長、休日保育の拡充」

事業 NO. 99 「病児病後児保育の実施」

③職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の実践促進

事業 NO. 55 「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進」

事業 NO. 56 「アドバイザー派遣制度の推進」

事業 NO. 60 「情報誌を活用した情報提供」

事業 NO. 61 「講座・パンフレット・情報誌による啓発・情報提供」

④ハラスメントのない職場の実現

事業 NO. 118 「セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修」

事業 NO. 119 「情報誌・パンフレット・講座による啓発」

第5次アゼリアプラン 取組等修正内容対照表

目 標 1		【人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会】			
課 題 1			【配偶者暴力の防止と被害者支援】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
2 若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、中学生並びに高校生等の若年層を対象に「デートDV（交際相手間の暴力）」に関する予防啓発講座やパンフレット等で意識啓発を行います。	男女共同参画推進課	2 若年層に対する暴力防止等に関する意識啓発	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、小学生、中学生及び高校生等の若年層を対象に「デートDV（交際相手間の暴力）」 <u>並びに※JKビジネス・アダルトビデオ出演強要等被害防止に関する啓発を講座やパンフレット等で行います。</u> <u>また、学校教育においても同様に啓発に努めます。</u> <u>※「JKビジネス」・女子高校生（JK）と密に接することができる点を付加価値としているサービス業。いわゆる「JKリフレ」や「JKお散歩」と呼ばれるサービスがJKビジネスに含まれます。その実態は性産業に近く、少女売春の温床や犯罪などの危険をはらむと指摘されています。</u>	男女いきいき推進課

課 題 1			【配偶者暴力の防止と被害者支援】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
6 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」の機能整備を行います。	男女共同参画推進課	6 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、 <u>関係機関との情報交換等連携を一層深めるとともにDV被害者専用電話相談等被害者支援の制度のPR強化を行い、</u> 配偶者暴力相談支援センター <u>運営の充実を図ります。</u>	男女いきいき推進課
課 題 2			【男女の人権侵害防止への取組】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
12 メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通して啓発します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発します。	男女共同参画推進課	12 メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通して啓発します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、 <u>また、情報発信をする際の安全面についての配慮等を</u> 講座、情報誌等により啓発します。	男女いきいき推進課

課題2			【男女の人権侵害防止への取組】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
13 人権に関わる意識啓発	人種、信条、性別、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように意識啓発を行います。	総務課 男女共同参画推進課	13 <u>多様性を尊重した人権意識の啓発</u>	人種、信条、 <u>年齢</u> 、性別、 <u>※1 性自認</u> 、 <u>※2 性的指向</u> 、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、 <u>あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより</u> 意識啓発を行います。 ※1 「性自認」・・・自分の性をどのように認識しているか、どの様な性のアイデンティティ（性同一性）を感覚として持っているかを示す概念です。 ※2 「性的指向」・・・人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念です。具体的には、対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。	総務課 男女 <u>いきいき</u> 推進課

課 題 3			【生涯を通じた心と体の健康支援】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
14母子保健事業の推進	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導等の支援を進めます。	健康いきがい課	14母子保健事業の推進	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供や保健師等による面接や家事援助者の派遣を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導等の支援を進めます。	健康推進課
目 標 2			【仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会】		
課 題 2			【子育てや介護を安心して行うための環境整備】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
24 子育て家庭への支援	地域による子育ての支援、乳幼児親子の新たな居場所づくり、養育力が低い家庭への支援など、子育て支援の一層の充実を図っていきます。 また、子育て世帯への経済的支援を行うため、子ども医療費を助成するとともに、育児中の養育者の相談体制の充実なども図ります。	子育て支援課 児童虐待対策担当課 男女共同参画推進課	24 子育て家庭への支援	地域による子育ての支援、乳幼児親子の新たな居場所づくりや楽しい子育ての仕方、育児中の養育者への相談対応及びホームページによる情報提供の充実など、子育て支援の一層の強化を図っていきます。 また、子ども医療費の助成など子育て世帯への経済的支援を行います。	子ども未来課 子ども家庭支援センター 男女共いきいき推進課

課 題 2			【子育てや介護を安心して行うための環境整備】		
見直し前			見直し後（新設）		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
			28 <u>子どもの貧困対策</u>	<u>子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長・自立できるよう、「子どもの育ち、学びを支える」、「ライフステージに応じた相談・支援」、「地域全体で見守り、ささえる」の3つの柱に基づき、子どもの状況に寄り添った学習支援や居場所づくり、また貧困に対する理解促進など、種々の子どもの貧困に関する対策に取り組めます。</u>	子ども未来課 生活福祉課
課 題 3			【働く場における男女共同参画の推進】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
37 女性のキャリア・アップ等への支援	キャリア支援として、キャリア・デザインによる将来像の把握やリーダーの役割等、仕事と生活の両立についての知識・情報を提供します。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供します。	男女共同参画推進課	38 <u>女性活躍の躍推</u>	<u>女性一人ひとりがライフステージに合わせ、自らの能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍するために、キャリアアップや活躍の場の1つとしての起業、また再就職準備、育児・介護等による休業者の離職防止を含め職場復帰等についての知識・情報等を提供します。</u>	男女いきいき推進課

課 題 3			【働く場における男女共同参画の推進】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
38 セクハラ・パワハラ等の防止啓発	企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ等の防止について啓発を行います。また、庁内職員に対しても適切な研修等を実施します。	職員課 男女共同参画推進課	39 セクハラ・パワハラ等の防止啓発	企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ・ ※マタハラ 等の防止について啓発を行います。また、庁内職員に対しても適切な研修等を実施します。 ※「マタハラ」・マタニティハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けるなど不当な扱いを意味する言葉です。	職員課 男女 いきいき 推進課
目 標 3		【男女があらゆる分野で学び参画する地域社会】			
課 題 2			【政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
44 家庭で育む男女共同参画の意識啓発	「家族ふれあいの日」などの行事、講座、情報誌等を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進並びに家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。	子育て支援課 男女共同参画推進課 生涯学習・スポーツ振興課	45 家庭で育む男女共同参画の意識啓発	家庭教育学級や ※「家族ふれあいの日」 の行事を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進とともに 男女共同啓発パンフレット及び情報誌の配布、また講座等により 家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。 ※「家族ふれあいの日」・毎月第3土曜日、日曜日。北区では、地区青少年委員会が家族で参加できる事業を実施しています。	子ども未来 課 男女 いきいき 推進課 生涯学習・ 学校地域連携 課

目 標 3			【男女があらゆる分野で学び参画する地域社会】		
課 題 2			【政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
48 男女双方の視点に配慮した計画の策定	地域防災計画の改定において、男女双方の視点が活かされるよう配慮します。	防災課	49 男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	区では、基本計画をはじめとして行政目標達成のため、各分野においても事業計画等を策定しています。それら計画策定の過程において、男女双方の意見や視点が等しく反映されるように努めます。また、東日本大震災や熊本地震など、過去の災害の経験と教訓を踏まえ、災害・復興時に関する計画の策定や施策の実施に関しては、女性の視点や人権に十分に配慮します。	防災課 男女いきいき推進課

課 題 2			【政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
50 管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大	区の管理監督者層について、現職者による受験のサポートを行うなど、女性職員の受験を促進し、管理監督者層に占める女性職員の割合を拡大します。	職員課	51 管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大	女性職員を対象にキャリアアップやワーク・ライフ・バランス等に関する意識啓発及び女性管理職による情報提供等を行う講座を開催し、女性職員の受験を促進し、管理監督者層に占める女性職員の割合を拡大します。	職員課

目 標 3		【男女があらゆる分野で学び参画する地域社会】			
課 題 3			【日常生活における男女共同参画の推進】		
見直し前			見直し後		
取組	取組の内容	担当課	取組	取組の内容	担当課
57 国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図り、ネットワークの拡充を促進します。	総務課 男女共同参画推進課	58 国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	<u>多文化共生社会の実現に向けて、急増する</u> 区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図り、ネットワークの拡充を促進します。	総務課 男女 <u>いきいき</u> 推進課